

令和7年第4回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第11号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
2. 認定第1号 令和6年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算の認定について
3. 認定第2号 令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 認定第3号 令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 認定第4号 令和6年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
6. 認定第5号 令和6年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
7. 認定第6号 令和6年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定について
8. 認定第7号 令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について
9. 認定第8号 令和6年度仁淀川町農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について
10. 議案第45号 仁淀川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
11. 議案第46号 罹災者に対する救助金支給条例の一部を改正する条例について
12. 議案第47号 令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について
13. 議案第48号 令和7年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
14. 議案第49号 令和6年度（繰越）中津溪谷ゆの森客室改修工事請負契約の締結について
15. 議案第50号 令和6年度（繰越）防災・安全交付金事業 町道家古屋岩丸線道路改良工事請負契約の締結について
16. 議案第51号 令和6年度道路メンテナンス事業 町道北川線（昇雲橋）橋梁修繕工事請負契約の一部変更について
17. 議案第52号 仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更について
18. 同意第1号 監査委員の選任について
19. 同意第2号 副町長の選任について

令和7年第4回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月16日（火曜日）

10時00分開会

12時01分散会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 "	藤 原 大	4 番 "	藤 崎 源 彦
5 番 "	大 野 直 孝	6 番 "	片 岡 智 準
7 番 "	竹 本 文 直	8 番 "	若 藤 敏 久
9 番 "	野 村 安 夫	10番 "	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	片 岡 信 博	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企画振興課長	荒 木 紀 和	農 林 課 長	奥 田 誠
町 民 課 長	井 上 竜 一	医療保険課長	西 森 秀 成
健康福祉課長	日 浦 けさお	建 設 課 長	神 岡 孝 司
会計管理者兼出納室長	福 原 和 美	教 育 次 長	吉 川 毅
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片 岡 龍 也	池川総合支所長兼池川地域課長	井 上 健 一
代表監査委員	吉 岡 國 弘		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	田 村 沙 織
--------	---------	-----------	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席番号5番、大野直孝君、6番、片岡智準君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本件については、9月9日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、精査、意見書等の受付状況や取扱い方法等の検討を行いました。その結果、会期は本日16日から18日までの3日間とし、休会は取りません。1日目の本日は、諸般の報告、執行部から議案の上程、提案理由の説明を受け、本会議を散会とし、議場において決算の概要の説明などについての全員協議会を行います。2日目は一般質問を行い、散会といたします。3日目は議案の審議、選挙管理委員の選挙等を行い、閉会といたします。

なお、諸般の報告全般に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は質問事項について3回まで、時間の上限は原則1人1時間といたします。質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しまして、ご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日16日から18日までの3日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日16日から18日までの3日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、配付さ

れた日程のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。片岡町長。

○町長 おはようございます。

本日は、令和7年第4回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに多忙の中ご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

まず、開会に当たり、令和7年第4回仁淀川町議会定例会に提出いたしました補正予算案、その他諸議案の説明に先立ち、私のこれからの町政運営に対する所信の一端と、議会閉会中の諸般の状況報告を申し述べさせていただきます。

最初に、町長として新たに町政運営を担うに当たり、所信を表明させていただきます。

まず、私の政治姿勢であります「守りと攻めの町政、未来を開く住民の力」のスローガンの実践です。守りとは、町民の皆様の生命と命を守り、併せて、仁淀川町の自然や歴史、伝統や文化をしっかりと次の世代につなぐ町政です。また、攻めとは、よいと思うことはまずやってみる。たとえ失敗しても、そこから学び、課題をチャンスに転じさせ、町民の力を信じ、共に乗り越えることを目指す町政です。私は、この守りと攻めを両立させて、町民の皆様、そして議員の皆様のご理解、ご協力の下、全力で町の未来を切り開いてまいります。

次に、政策についてご説明申し上げます。

大きな柱は2本でございます。

第1の柱は「守りと攻めのまちづくり」です。

一例を申し上げますと、防災対策、特に命が助かった後の対策です。本町は高齢化率が全国屈指の高さであり、避難が長期に及ぶことによる2次災害のリスクが想定されますことから、解体せずに基礎から切り離して移設できる移動式住宅であるコンテナハウス設置構想を公約としてお約束させていただきました。国においても来年度には防災庁が設置され、全国的に防災体制の強化が進められます。そこで、私は、町内数か所にコンテナハウ

スを設置し、平時には観光客の宿泊施設として活用し、通過型観光から滞在型観光への転換を振興しますとともに、台風や地震など有事の際には、町民の皆様の避難先、命を守る拠点として利用したいと考えています。

第2の柱「カーボンニュートラル×学びに強いまちづくり」について、3つの項目に分けてご説明いたします。

一つ目は、地域の特性を生かした革新的かつ持続可能なまちづくりです。仁淀川町には、自然・技術・文化が融合できる大きな可能性があります。観光では、仁淀ブルーの美しさを武器に、国内外からの誘客を積極的に進めてまいります。また、町内には5つの水力発電所があり、エネルギー自給率は驚異の800%に達しています。さらに、50年を超える植林を活用したバイオマス発電の可能性も秘めております。これらはまさにSDGsを象徴する地域資源であり、仁淀川町を社会課題解決の先進地として全国に発信できると考えております。

第2に、子供とシニアの学びの拠点づくりです。子供から高齢者まで、様々な分野を学び、年齢を問わず、教え、学び合える拠点を創設することにより、町全体で子供たちを育み、将来、仁淀川町へのUターンを選択してくれる人々を育む土壌を形成してまいります。

第3に、愛する我が家・まちに住み続けられる環境づくりです。私が描く将来像は、東洋のツェルマットです。人口僅か1,000人のスイスのツェルマットのように、小さなまちであっても世界中から人が集まる、そんな仁淀川町の未来を描いております。例えば、バイオマス発電を熱源とした温浴施設を整備し、町民の健康を増進するとともに、観光客とも交流でき、仁淀川町のファンになってもらえるような魅力ある観光資源としても活用できる拠点の整備や、移動手段を確保し、地域内でのつながりや自立した生活を支える体制を整えてまいります。

続きまして、これら2本の柱の実現に向けて、具体的な政策を3点ご説明申し上げます。

第1に、お出かけを諦めない、フレイルに強いまちづくりです。運転免許を返納しても、買物や病院受診はもちろん、楽しい場所へも不自由なく出かけられる体制を整えます。町村合併から20年が経過し、人口は約7,500人から4,300人へと4割以上減少しましたが、公共交通は当時と変わらぬ状況です。町では現在、地域交通計画の見直しを進めております。その中で、既存のタクシーやバス事業者が持続可能な形で事業を継続できるよう連携しつつ、町内の各拠点を巡回バスで結び、各拠点のエリア内は電気自動車、さらに、各拠点から町内各地区へとコミュニティバスやデマンドバス、デマンドタクシー等で連携できる仕

組みを検討し、安心して暮らせるモビリティ・オアシスを目指します。

第2に、子育てと教育に強いまちづくりです。「地域が子供を育て、子供が地域を育む」を基本に、子供の夢がかなえられる教育を実現し、全ての世代が支え合いながら暮らせるまちを目指します。具体的には、2つの小学校は存続させ、2つの中学校は大崎に統合し、運動部や文化部の選択肢を広げるとともに、町営の塾を整備します。併せて、希望する全ての中学2年生に海外短期留学を経験してもらうなど、子供たちが様々な経験を積む機会の創出と確保に取り組んでまいります。また、放課後等デイサービスを町内に早期誘致し、子供と保護者の支援体制の充実を図ってまいります。さらに、子育て世代の住宅購入等を促進し、よりよい環境で暮らしてもらうため、最大300万円を支給する定住支援金を創設いたします。

第3に、町の強みを生かした守りと攻めの振興策と、出身者が帰ってきたくなる町、移住者に選ばれる町を目指します。観光では、仁淀ブルーを生かし、滞在型の観光を目指し、宿泊客の増加を図ります。林業では、山を守る担い手である研修生の育成と定住、また移住者への支援を進めます。農業では、町のお茶を生かした新たな需要の創出や、鳥獣に強い作物への挑戦を支援します。エネルギーでは、木質バイオマスの技術を活用し温浴施設を整備し、住民の交流やフレイル予防につなげます。防災では、地滑りや急傾斜地の対策を進め、南海トラフ地震や土砂災害に備えます。在宅医療では、できるだけ長く大好きな家で暮らせる町を目指し、往診・訪問医療の体制を守ります。そして、出身者が帰ってきたくなる町を目指して、Uターンの方々にも定住支援金を創設いたします。

こうした政策を実現するためには、町単独事業では限界がありますことから、仁淀川町の可能性を国に対して発信していくことも重要であると考えています。そこで、私は、国道33号と国道439号の扇の要として位置する仁淀川町の役割を最大限生かすために、国の地域生活圏の形成事業の活用を考えております。本年6月、国土交通省国土政策局の下、国土審議会地方生活圏専門委員会が取りまとめた報告書によりますと、少子高齢化と人口減少が進む中、従来の行政主体、市町村単位での公共サービス提供の仕組みが限界に近づいていると指摘され、これからは、生活に身近なコミュニティを基礎的な単位としつつ、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域の資源を最大限に活用しながら地域の稼ぐ力を向上し、地域経済循環を構築することにより持続可能なサービスを提供する先進的な取組を参考に、いわゆるローカルマネジメント法人の創出につなげる必要があると報告

されました。

これは、市町村の枠にとらわれるのではなく、住民の暮らしの実態に即した生活圏を重視することであり、買物、医療、移動など日常生活に欠かせないサービスが確実に提供されるよう、官民連携、そして共助・共創による新しい運営モデルの構築が必要とされています。仁淀川町では、既にフレイルサポーターが、高齢者サービスの利用者からサービス提供者、あるいは助け、助けられる仲間へと役割が変わり、さらに、足の確保に対するチャレンジなど、まちづくりに主体的に関わっていただく存在になっており、高齢期におけるフレイル予防の活動がまちづくりへと展開している全国屈指の事例であることも知られてまいりました。

そこで、まず、国道33号、439号の町村を地域生活圏として想定し、この地域生活圏でフレイル予防活動を展開することによって、人口の大勢を占める高齢者を元気にする取組を契機として、町村の枠を超えた人と物の交流を活発化します。また、食文化の学び合いをはじめ、仁淀ブルーの磨き上げとともに、四国山地、吉野川も加えた広域観光の旅行商品を造成し、日本の原風景に憧れる外国人観光の集客を目指すとともに、若者が稼げるエリアを目指してまいります。あわせて、買物や病院、バス、鉄道利用などの連携をより一層強化し、2つの国道が交わる仁淀川町が扇の要としての役割を存分に果たし、国が示す人口減少社会の処方箋として、人と国土のリデザイン、再構築の単位としての地域生活圏の形成を成し遂げていきたいと考えております。

最後に、池川の安の河原にたたずむ句碑、俳人・種田山頭火の「山のよろしさ 水のよろしさ 人のよろしさ」を引用させていただきます。昭和の初め、日本中を旅した山頭火が仁淀川町を訪れ、詠んだ句でございます。その山頭火が、この町の何よりの魅力として人のよろしさを感じ取ってくれたのです。そして、令和の時代とともに始まったフレイルを学んだ高齢者の皆様の「年を取っても未来は変えられる」と日々奮起されている背中を拝見して、私はさらに人のよろしさがこの町の宝であることを確信いたしました。私は、町民の皆様の力を信じ、皆様と共に未来を切り開き、自律した大人の町の守りと攻めに全力で取り組んでまいります。

私が目指すまちづくりは、議員の皆様をはじめ、町民の皆様のより一層のご理解、ご協力なくしては成し得ることはできません。より一層のご理解とご協力、そしてご支援を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。

続きまして、落札の取消しについてご報告させていただきます。

8月27日に入札を実施しました、令和7年度 7災第1号 町道安居溪谷線 道路災害復旧工事におきまして、落札者決定後に積算ミスがあり、9月4日に落札取消しを行いました。入札に参加されました6業者の建設工事共同企業体の皆様にはご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。今後は、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

続いて、町民バス・スクールバス指定管理業務につきましてご報告いたします。

本町は、町民バス・スクールバスを有償で走らせるため、2年に1回、四国運輸局高知運輸支局に対して更新登録の申請を行っております。現在の登録有効期限が令和7年9月30日に迫ったため、届出書の整理を行ってありましたところ、指定管理業者であります株式会社仁淀川マネジメントサービスより提出された乗務員に係る必要書類の中で、本来、大型第2種運転免許を有せず、大型第1種免許のみの者は、国土交通大臣が指定している自動車学校において認定講習を受ける必要がありますが、本年4月1日より雇用した職員1名が講習を受講していないことが判明いたしました。町より指摘を受けた仁淀川マネジメントサービスは、すぐに届出している事故処理連絡体制に基づいて、佐川警察署、高知運輸支局に連絡を取りました。佐川警察署からは口頭での注意、高知運輸支局からは指導・文書での報告も不要とされました。現在、自家用有償旅客運送者登録者であります町から運輸支局への何らかの届出等が必要であるかどうかにつきまして、運輸局内において確認中であります。今後は、このようなことがないように、指定管理業者において新たな職員を雇用した場合には、速やかに関係書類の提出を指導し、複数の者が確認できるような体制を取ってまいります。

続いて、決算状況であります。

令和6年度の歳入歳出決算状況についてご報告いたします。

一般会計は、歳入72億4,248万8,000円、歳出67億8,576万円5,000円で、差引き4億5,672万3,000円となっております。そのうち、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた決算剰余金は3億8,245万8,000円となっております。

また、一般会計と、予算を振り替えて執行する会計事務集中管理特別会計を除く国民健康保険等の6つの特別会計を合わせた歳入全体では95億5,706万円で、歳出合計は90億5,847万4,000円となっております。

決算の詳細につきましては、会計管理者及び担当課長よりご説明申し上げます。

なお、この決算につきましては、7月29日から8月9日まで監査委員による決算審査を

受けております。

続きまして、財政状況であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告いたします。

実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、どちらも赤字となっておらず、将来負担比率につきましても適正な指標となっています。また、実質公債費比率は、昨年度より0.6ポイント下降してマイナス2.3%になっており、健全な財政運営が行われていると言えます。

今後におきましては、国勢調査による人口減少等による普通交付税の減少が見込まれるとともに、公共施設の老朽化等による大規模改修や維持補修等が見込まれることから、引き続き計画的な繰上償還の実施や有利で安全な財産運用、また歳出予算の抑制を図り、効率的かつ効果的な行財政運営を進めてまいります。

続いて、役場職員採用についてご報告いたします。

職員数につきましては、合併以来、定員適正化計画を立て、削減に努めてまいりました。しかしながら、多岐にわたる業務の増加などにより、さらなる効率化が不可欠となっており、今後の定員適正化計画に沿った職員数の削減に取り組んでいく必要があると考えております。

このような中、定年前の退職者などの減員を補充するために職員採用試験を行うことといたしました。今回の採用試験につきましては、昨年度に引き続き、テストセンター方式を採用しております。これにより、受験者を本町に集めることなく、全国約200か所のテストセンターの中から最寄りの試験会場を選ぶことができ、利便性が大きく高まり、受験者の増加が期待できます。7月1日から8月13日まで募集を行い、その結果、一般行政職員14名の応募がありました。

1次試験は、8月20日から9月15日までの間において受験期間を確保し、2次試験は集団討議と個別面接を10月5日に実施することとし、対象年齢は30歳以下としております。また、「本町では、町民目線での行政運営、住んでよかったと思えるまちづくりの推進、近年の自然災害を踏まえた危機管理体制強化など、職員も一町民として地域活動に積極的に携わることが大切であるとの観点から、採用後は仁淀川町内に居住することを原則とします」という条件を付しております。

議案等につきましては、今議会に提案しております19件の案件の内訳は、専決処分 の報

告1件と令和6年度一般会計及び特別会計の決算認定8件、条例の一部改正2件、令和7年度一般会計及び特別会計の補正予算案2件、請負契約の締結議案2件、請負契約の変更議案1件、過疎地域持続的発展計画の変更1件、監査委員の選任1件、副町長の選任1件となっております。これらの議案の提案理由につきましては、副町長及び会計管理者などから説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。教育委員会関係の行政報告をいたします。

学校の状況につきまして、夏休みを終え、中学校が8月28日に、小学校が9月1日に、数名の欠席はあったものの、順調に2学期がスタートをいたしました。

また、2学期は運動会や文化活動等の行事が多く、子供たちが大きく成長していく時期でもあります。まだまだ続く残暑等に注意しながら各行事を実施していかなければと思っています。

次に、ICT環境の整備について。

GIGAスクール構想により整備してきましたパソコンやタブレット等については更新時期を迎えております。本町では計画的に2年間で更新することとしており、まず今年度は、夏休み期間を利用し、教職員用のパソコン及び電子黒板用パソコンの更新を行いました。来年度には、教職員用と児童生徒用のタブレットの更新を予定しており、学習環境の充実とICT教育のさらなる推進を図ってまいります。

また、夏休み期間中に、中学生全校生徒72名分の机の天板を、基準の横65cm、奥行き45cmから、横70cm、奥行き50cmと、5cmずつ大きいものに交換させていただきました。これは、教科書、ノートがA4サイズに、また、タブレットを利用するなど、授業の状況も随分変わってきており、手狭になっていたものを改善するものでございます。今後、小学校でも要望があれば交換をしていきたいと考えております。

次に、夏休み期間中のプール開放につきまして、南校区では、別府小学校のプールを7月22日から8月7日までの平日午後に開放しておりました。なお、別府小学校は保護者が監視員をしており、監視員がそろわない日は中止としており、実際は9日間の開放となりました。北校区は、町民プールを7月28日から8月1日の5日間、こちらも平日午後に開放しておりました。いずれも1日当たり20名程度の児童が利用をしております。ところで、この町民プールについては、小プールの漏水が激しく、利用できない状況が続いております。

すので、今後どのように改修していくのが喫緊の課題であり、また、この改修には莫大な費用を伴いますので、町長部局と全体的な構想を含め、早急に検討してまいります。

次に、4月に実施されました全国学力・学習状況調査につきましてご報告いたします。

本町では、小学校2校の6年生15人が国語、算数、理科に、中学校2校の3年生22人が国語、数学、理科に挑戦しました。結果の概要としましては、小学校では国語で3.2ポイント、算数で14.0ポイント、理科で14.9ポイントと、全国平均を上回る結果となりました。一方、中学校では、国語で10.7ポイント、数学で11.7ポイント、理科で33.0ポイントと、中学校においても全国平均を上回る結果となりました。小中ともに、この結果は学校全体での取組や授業改善の成果が現れたものと思われまます。しかしながら、国語において全国平均を下回った学校も見られ、要因の把握と改善に向けて学校全体の取組強化が必要と思われまます。

この調査は、毎年、調査対象の児童生徒が変わりますので、一概には言えませんが、今年度のようないい結果を今後も維持できるよう、引き続き学校全体での学力向上の取組に努めてまいります。また、これらの結果を踏まえて、各校で詳しい分析と課題の洗い出しを行って、今後の学習指導に役立てていくこととしております。

次に、学校再編につきましてご報告いたします。

これまで町を挙げて進めてまいりました小1校、中1校による併設型小中一貫校の整備につきましては、8月に行われました町長選挙の結果、新町長が「小学校は残す」との公約を掲げ、当選されたことにより、政策の大きな転換を迎えることになりました。この間、教育委員会といたしましては、学校再編検討委員会からの提言を受け、また、保護者や地域の皆様にご説明を重ね、一定のご理解と、特に保護者の方のご期待を頂いておりましたが、小中一貫校の実現に至らなかったことは、町民の皆様に対し、大変申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。

私自身も教育長として、この再編計画の前面に立って推進をさせていただいておりましたので、この大きな政策転換により、町民の皆様にご混乱を招くことがあつてはいけませんので、無念ではありますけど、退任を決意させていただきました。期待を寄せていただいた保護者の皆様、子供たち、学校再編検討委員会に対しまして、所期の目的が達成できず、心よりお詫びを申し上げます。教育委員会といたしましては、今後も、子供たち一人一人の学びと成長を支えることが大切な使命でございますので、新体制の下、仁淀川町の教育が着実に発展し、子供たちが健やかに未来へと羽ばたいていくことを心から願っております。

す。

最後に、本定例会に提出しております教育委員会関連の主な補正予算についてご説明いたします。

別府小学校の電力の容量不足解消のため、動力変圧器取替修繕工事120万円、仁淀中学校用務員継続雇用人件費301万7,000円、また、物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金の追加分を小中学校給食費軽減補助金に充当するため、歳入歳出予算、同額543万9,000円などの補正を計上させていただいております。

適切なご決定を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第4、報告第11号、専決処分の報告についてから、日程第22、同意第2号、副町長の選任についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認をお願いします。

日程第23、執行部に提案理由の説明を求めます。まず、報告第11号を竹本副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております議案等についてご説明いたします。

なお、議案書の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、議案書1ページの報告第11号から説明いたします。

この報告第11号、物損事故に関する和解は、川渡地区の町道森川渡線において走行中の車両に落石があり、フロントガラスが損傷した事故の損害賠償金13万8,688円を支払う和解に関するもので、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

以上で報告についての説明を終了します。

次の議案書2ページ、認定第1号から9ページ、認定第8号につきましては、会計管理者から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長 続いて、認定第1号から第8号までを福原会計管理者出納長。

○福原会計管理者兼出納室長 おはようございます。ただいま議長から許可を頂きましたので、決算認定議案の説明をさせていただきます。

令和6年度仁淀川町一般会計及び特別会計の決算審査を7月24日から8月6日まで実施していただきました。私からは収支の状況を説明させていただき、詳細につきましては、後ほど予定されております全員協議会におきまして各担当課より説明いたします。

なお、議案書の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、議案書2ページの認定第1号、令和6年度仁淀川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから説明いたします。

別冊の令和6年度歳入歳出決算書2ページをご覧ください。

歳入決算の主なものとしましては、収入済額の欄をご覧ください。1款町税5億5,695万7,680円、10款地方交付税38億2,258万2,000円、14款国庫支出金7億1,399万円、15款県支出金3億8,168万5,543円、21款町債4億2,764万8,000円などで、歳入総額は72億4,248万8,054円となっております。

8ページをお開きください。

歳出決算額の主なものとしましては、支出済額の欄をご覧ください。2款総務費13億7,282万7,287円、3款民生費14億7,750万6,315円、4款衛生費6億4,932万7,744円、5款農林水産業費5億6,349万9,346円、7款土木費7億2,064万4,452円、9款教育費3億8,302万4,828円、11款公債費6億8,835万1,557円などで、歳出総額は67億8,576万5,265円となっております。

詳細につきましては、14ページから117ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

118ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額72億4,248万8,054円、歳出総額67億8,576万5,265円で、歳入歳出差引額は4億5,672万2,789円となりましたが、翌年度に繰り越すべき財源7,426万5,000円を引いた実質収支額は3億8,245万7,789円となりました。

次に、議案書3ページの認定第2号、令和6年度仁淀川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書120ページ、歳入歳出決算書をお開きください。

歳入決算額の主なものとしましては、1款国民健康保険税7,088万8,500円、4款県支出金5億2,328万2,044円、6款繰入金5,318万9,569円などで、歳入総額は6億6,405万6,212円となっております。

122ページをお開きください。

歳出決算額の主なものとしましては、2 款保険給付費 4 億9,453万9,348円、3 款国民健康保険事業費納付金 1 億3,489万8,600円などで、歳出総額は 6 億6,387万529円となっております。

詳細につきましては、126ページから137ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

138ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額 6 億6,405万6,212円、歳出総額 6 億6,387万529円で、実質収支額は18万5,683円となりました。

次に、議案書 4 ページの認定第 3 号、令和 6 年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書140ページをお開きください。

歳入決算額の主なものとしましては、1 款一般診療収入 1 億5,856万1,180円、2 款歯科診療収入4,810万8,678円、4 款繰入金 1 億2,694万3,722円などで、歳入総額は 3 億4,901万6,265円となっております。

142ページをお開きください。

歳出決算額の主なものとしましては、1 款総務費 2 億5,617万6,983円、2 款医業費 7,874万2,398円などで、歳出総額は 3 億4,773万9,103円となっております。

詳細につきましては、144ページから153ページ、歳入歳出決算事項別明細書に記載しております。

154ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額 3 億4,901万6,265円、歳出総額 3 億4,773万9,103円で、実質収支額は127万7,162円となりました。

次に、議案書 5 ページの認定第 4 号、令和 6 年度仁淀川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書156ページをお開きください。

歳入決算額の主なものとしましては、1 款保険料 1 億4,734万1,450円、2 款国庫支出金 3 億5,653万1,873円、3 款支払基金交付金 3 億41万2,000円、4 款県支出金 1 億6,198万8,435円、6 款繰入金 1 億5,775万620円などで、歳入総額は11億6,808万4,417円となっております。

158ページをお開きください。

歳出決算額の主なものとしましては、2款保険給付費10億41万2,511円などで、歳出総額は11億2,862万6,042円となっております。

詳細につきましては、162ページから179ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

180ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額11億6,808万4,417円、歳出総額11億2,862万6,042円で、実質収支額は3,945万8,375円となりました。

次に、議案書6ページの認定第5号、令和6年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書182ページをお開きください。

歳入決算額の主なものとしましては、1款保険料8,173万4,506円、2款繰入金5,073万804円などで、歳入総額は1億3,341万6,043円となっております。

184ページをお開きください。

歳出決算額の主なものとしましては、2款後期高齢者広域連合納付金1億3,205万2,331円などで、歳出総額は1億3,247万2,543円となっております。

詳細につきましては、186ページから189ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

190ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額1億3,341万6,043円、歳出総額1億3,247万2,543円で、実質収支額は94万3,500円となりました。

次に、議案書7ページの認定第6号、令和6年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

決算書192ページをお開きください。

歳入決算額は、1款諸収入1億119万1,665円となっております。

194ページをお開きください。

歳出決算額は、1款会計事務集中管理費1億119万1,665円となっております。

詳細につきましては、196ページから199ページ、歳入歳出決算事項別明細書に掲載しております。

200ページ、実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額、歳出総額共に1億119万1,655円で、実質収支額はゼロ円となりました。

決算書201ページ以降には、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書を載せております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長 休憩前に引き続き、議案の上程を行います。

先ほど認定第1から8号までを福原会計管理者と申しましたが、1から6号までです。7号から8号までを神岡建設課長となりますので、訂正をしておきます。

それでは、認定第7号から8号までを神岡建設課長。

○神岡建設課長 ただいま議長の許可を頂きましたので、令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計及び農業集落排水事業会計決算認定議案の説明をさせていただきます。

それでは、議案書8ページの認定第7号、令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

別冊の令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計決算書をお願いします。

決算書の3ページ、4ページをご覧ください。

令和6年度仁淀川町簡易水道事業決算報告書でございます。(1)の収益的収入及び支出のうち、上段の収入からご説明いたします。第1款の簡易水道事業収益につきましては、決算額が右から3列目の1億3,894万8,714円で、予算に対する執行率は94.66%でございます。第1項の営業収益は簡易水道料金でございます。第2項の営業外収益は他会計補助金など、第3項の特別利益につきましては決算額はございません。

次に、下段の支出についてご説明いたします。第1款の簡易水道事業費用につきましては、決算額が右から4列目の1億756万1,747円で、予算に対する執行率は85.79%でございます。第1項の営業費用は施設の維持管理費、収納関係経費、減価償却費などでございます。第2項の営業外費用は企業債の利子償還金などでございます。第3項の特別損失は令和5年度分消費税及び地方消費税などで、第4項の予備費については決算額はございません。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。(2)の資本的収入及び支出のうち、上段の収入からご説明いたします。第1款の資本的収入につきましては、決算額が右から3列目の3億1,427万8,000円で、予算に対する執行率は74.14%でございます。第1項の企業

債は簡易水道事業債と過疎債でございます。第2項の出資金は他会計出資金及び補助金、第3項の補助金は国庫補助金など、第4項の負担金は新設加入受益者分担金でございます。

次に、下段の支出についてご説明いたします。第1項の資本的支出につきましては、決算額が右から6列目の2億5,839万2,677円で、予算に対する執行率は67.65%でございます。第1項の建設改良費は管路改修工事や浄水場整備工事などでございます。第2項の企業債償還金は企業債の元金償還金でございます。

決算報告書については以上でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。8ページから13ページまでは財務諸表でございます。

初めに、令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計損益計算書についてご説明いたします。

1、営業収益3,853万8,806円、2、営業費用9,683万8,402円となり、営業損失は5,829万9,596円となります。3、営業外収益8,123万5,889円、4、営業外費用497万8,893円、経常利益は1,895万7,400円でございます。5の特別利益の決算額はありません。6、特別損失156万4,052円でございます。以上により、当年度純利益1,739万3,348円となり、当年度未処分利益剰余金も同額となります。

次に、9ページ、10ページをご覧ください。令和6年度仁淀川町簡易水道事業剰余金計算書についてご説明いたします。

剰余金計算書は、貸借対照表の資本の部の令和6年度中の増減内訳を記載したものととなります。9ページ上段左から2列目、資本金の最下段、当年度末残高は2億5,386万865円、9ページ右端の資本剰余金は当年度期首残高と同じ650万7,192円となります。次に、10ページの利益剰余金は、未処分利益剰余金のみで、1,739万3,348円でございます。資本金と剰余金を合わせた資本合計の当年度期末残高は、10ページ右端、最下段にあります2億7,776万1,405円となります。

次に、9ページ下段の令和6年度仁淀川町簡易水道事業剰余金処分計算書についてご説明いたします。

資本金及び資本剰余金の処分はなく、表の右端上から2段目にあります未処分利益剰余金の処分は1,739万3,348円となります。上から6段目、減債積立金100万円、次の段、建設改良積立金1,400万円、処分後残高繰越利益剰余金は239万3,348円でございます。

次に、11ページをご覧ください。令和7年3月31日現在の令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計貸借対照表についてご説明いたします。

右端の数字をご覧ください。初めに、資産の部ですが、1の固定資産の（1）有形固定資産は11億6,829万2,273円、無形固定資産はないため、固定資産合計も同額となります。2の流動資産合計は2億8,603万8,475円でございます。1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は14億5,433万748円でございます。

次に、12ページの負債の部をご覧ください。3の固定負債は4億198万1,921円、4の流動負債は2億857万4,257円、5の繰延収益は5億6,601万3,165円でございます。3の固定負債合計、4の流動負債合計、5の繰延収益合計を合わせました負債合計は11億7,656万9,343円でございます。次に、6の資本金は2億5,386万865円でございます。7の剰余金の（1）資本剰余金は650万7,192円、（2）利益剰余金は、イの当年度未処分利益剰余金のみで、1,739万3,348円となり、下から3段目の剰余金合計は2,390万540円でございます。6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は2億7,776万1,405円となり、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は14億5,433万748円でございます。

次に、13ページをご覧ください。注意事項につきましては、財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準等でございますので、お目通しをお願いいたします。

財務諸表につきましては以上でございます。

14ページ以降につきましては、令和6年度決算附属書類でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上が令和6年度仁淀川町簡易水道事業会計決算書の説明でございます。

続きまして、議案書9ページの認定第8号、令和6年度仁淀川町農業集落排水事業会計決算書の認定についてご説明いたします。

別冊の令和6年度仁淀川町農業集落排水事業会計決算書をお願いいたします。

決算書3ページ、4ページをご覧ください。令和6年度仁淀川町農業集落排水事業決算報告書でございます。

（1）の収益的収入及び支出のうち、上段の収入からご説明いたします。第1款の下水道事業収益につきましては、決算額が右から3列目の7,025万6,121円で、予算に対する執行率は101.28%でございます。第1項の事業収益は下水道使用料でございます。第2項の営業外収益は他会計補助金、第3項の特別利益につきましては決算額はございません。

次に、下段の支出についてご説明いたします。第1款の下水道事業費用につきましては、決算額が右から4列目の5,671万5,448円で、予算に対する執行率は82.85%でございます。第1項の営業費用は施設の維持管理費、収納関係経費、減価償却費などでございます。第

2 項の営業外費用は企業債の利子償還金などでございます。第 3 項の特別損失は令和 5 年度分消費税及び地方消費税など、第 4 項の予備費につきましては決算額はございません。

次に、5 ページ、6 ページをご覧ください。

(2) の資本的収入及び支出のうち、上段の収入からご説明いたします。第 1 款の資本的収入につきましては、決算額が右から 3 列目の4,222万2,000円で、予算に対する執行率は99.53%でございます。第 1 項の企業債は下水道事業債でございます。第 2 項の出資金は他会計出資金及び補助金、第 3 項の負担金は加入受益者分担金でございます。

次に、下段の支出についてご説明いたします。第 1 款の資本的支出につきましては、決算額が右から 6 列目の2,061万7,230円で、予算に対する執行率は76.33%でございます。第 1 項の建設改良費につきましては決算額はございません。第 2 項の企業債償還金は企業債の元金償還金でございます。

決算報告書については以上でございます。

続きまして、8 ページをご覧ください。8 ページから13ページまでは財務諸表でございます。

初めに、令和 6 年度仁淀川町農業集落排水事業会計損益計算書についてご説明いたします。

1 の営業収益は952万8,598円、2 の営業費用は5,249万7,868円、差引きした営業損失は4,296万9,270円でございます。3 の営業外収益は5,974万1,106円、4 の営業外費用は258万4,014円でございます。営業損失と営業外費用を合わせた経常利益は1,418万7,822円でございます。5 の特別利益は決算額はありません。6 の特別損失は、(1) その他特別損失のみで、64万7,149円でございます。経常利益に特別損益を加えました当年度純利益1,354万673円が当年度未処分利益剰余金でございます。

次に、9 ページ、10ページをご覧ください。令和 6 年度仁淀川町農業集落排水事業剰余金計算書についてご説明いたします。

剰余金計算書は、貸借対照表の資本の部の令和 6 年度中の増減内訳を記載したものでございます。初めに、9 ページ上段の資本金は、表の最下段にある当年度末残高は7,306万6,853円でございます。次に、資本剰余金は、当年度期首残高の合計となり、9 ページ上段右端の1,843万5,689円でございます。次に、10ページ上段の利益剰余金は、未処分利益剰余金のみで、1,354万673円でございます。資本金と剰余金を合わせた資本合計の当年度期末残高は、10ページ右端、最下段にあります1億504万3,215円でございます。

次に、9ページ下段の令和6年度仁淀川町農業集落排水事業剰余金処分計算書についてご説明いたします。

資本金及び資本剰余金の処分はなく、未処分利益剰余金の処分につきましては、表の右端上から2段目の当年度末残高は1,354万673円でございます。減債積立金の積立て100万円、建設改良積立金の積立て900万円があり、処分後残高、繰越利益剰余金は354万673円でございます。

次に、11ページをご覧ください。令和7年3月31日現在の令和6年度仁淀川町農業集落排水事業会計貸借対照表についてご説明いたします。

右端の数字をご覧ください。初めに、資産の部でございますが、1の固定資産の（1）有形固定資産は6億1,896万1,245円、無形固定資産はありませんので、固定資産合計は6億1,896万1,245円となります。2の流動資産は4,799万8,042円でございます。1の固定資産と2の流動資産を合わせた資産合計は6億6,695万9,287円でございます。

次に、12ページ、負債の部をご覧ください。3の固定負債は1億1,457万5,320円、4の流動負債は2,646万3,715円、5の繰延収益は4億2,087万7,033円でございます。3の固定負債合計、4の流動負債合計、5の繰延収益合計を合わせました負債合計は5億6,191万6,072円でございます。

次に、6の資本金は7,306万6,853円でございます。7の剰余金の（1）資本剰余金は1,843万5,689円、（2）利益剰余金は、イの当年度未処分利益剰余金のみで、1,354万673円、剰余金合計は3,197万6,362円でございます。6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は1億504万3,215円。負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は6億6,695万9,287円でございます。

次に、13ページをご覧ください。注意事項につきましては、財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準等でございますので、お目通しをお願いいたします。

財務諸表につきましては、以上でございます。

14ページ以降につきましては、令和6年度決算附属書類でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上が令和6年度仁淀川町農業集落排水事業会計決算書の説明でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議案第45号から第52号までを竹本副町長。

○副町長 まず、私からも訂正をお願いいたします。先ほど会計管理者報告とさせていた

だいておりました認定議案のうち、7号、8号は建設課長からの報告となりましたので、訂正をさせていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

それでは、引き続き提出議案について順次ご説明を申し上げます。

議案書10ページをお開きください。

議案第45号、仁淀川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案は、災害対策基本法等の一部改正に伴い、異常な自然現象として地盤の液状化を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、公布の日からとしております。

次に、議案書12ページをお開きください。

議案第46号、罹災者に対する救助金支給条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案も、災害対策基本法等の一部改正に伴い、異常な自然現象として洪水及び地盤の液状化を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は、公布の日からとしております。

続きまして、議案書14ページをお開きください。

議案第47号、令和7年度仁淀川町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別添の令和7年度一般会計補正予算書（第2号）をご覧ください。

まず、予算書7ページから12ページの歳入について説明いたします。

7ページの12款分担金及び負担金のうち、1項分担金は、高瀬本村地区の施設改修及び緊急対応分を合わせて飲料水供給施設分担金100万円の補正でございます。

2項負担金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充実に伴い、こども未来基金からの財源振替による学校給食共同調理場給食費負担金543万9,000円の補正でございます。

8ページの14款国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,153万9,000円、障害福祉管理システム改修に係る地域生活支援事業費等補助金8万2,000円の補正でございます。

9ページの15款県支出金は、企画費県補助金として、しもなの郷給湯器交換等に伴う高知県集落活動センター推進事業費補助金85万5,000円、衛生費県補助金として高瀬本村地区飲料水供給施設改修工事に伴う中山間地域生活支援総合補助金160万円、猫不妊去勢手

術費用補助金4万円の補正でございます。

10ページの18款繰入金は、財源調整による財政調整基金繰入金1億2,204万3,000円、財源振替によるこども未来基金繰入金543万9,000円の減額補正でございます。

11ページの19款繰越金は、令和6年度決算額の確定による剰余金3億3,245万7,000円の補正となっております。

12ページの20款諸収入は、非常勤職員の公務災害に係る補償保険金10万円の補正でございます。

次に、予算書13ページから27ページの歳出について説明いたします。

まず、歳出全般におきまして、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費につきましては、職員の異動等に伴う各費目の調整等を行うものでありますので、それぞれの費目での説明は省略をさせていただきます。

それでは、13ページからご説明します。

13ページから15ページの2款総務費のうち1項総務管理費は、公務災害に係る療養補償費10万円、20周年記念事業の経費として需用費と役務費の合計46万7,000円、新たに雇用した会計年度任用職員の報酬145万4,000円の補正、一方で、減額補正は人件費調整分247万7,000円でございます。

2項企画費は、14ページの関東仁淀ブルーの会負担金10万円、システム標準化に伴うL G W A N回線使用料として通信運搬費89万6,000円、まちづくり総合計画、仮称ですけれども、その策定に係る講師謝礼21万円、集落活動センター視察研修負担金6万円、しもなの郷給湯器交換等に伴う集落活動センター推進事業費補助金171万円の補正、一方で、減額補正は人件費調整分340万円でございます。

3項徴税费は、住民税納付書等の印刷製本費32万4,000円の補正、一方で、減額補正は人件費調整分90万円でございます。

15ページの4項戸籍住民基本台帳費は、人件費調整分177万円の減額補正でございます。

16ページから17ページの3款民生費のうち1項社会福祉費は、定額減税補足給付金事業に係る役務費6万6,000円及び給付金610万円、障害福祉管理システム改修委託料16万5,000円、農福連携等事業所従事者送迎サービス等補助金18万円、用居集いの館消防設備及び池川保健福祉センター設備修繕料117万2,000円、人件費調整分363万円の補正でございます。

17ページの2項児童福祉費は、子ども・子育て支援交付金過年度国費精算返還金7万円、

人件費調整分5万円の補正でございます。

18ページから19ページの4款衛生費のうち、1項保健衛生費は、公用車車検に係る費用として需用費、役務費、公課費において合計8万8,000円、猫不妊去勢手術費用補助金8万円、役場等の公共施設への太陽光発電システム設備計画策定委託料330万円、生ごみ処理機購入補助金3万円の補正、一方で、減額補正は人件費調整分146万円でございます。

19ページの3項水道費は、飲料水供給施設の緊急対応時の修繕料100万円、高瀬本村地区飲料水供給施設改修工事費400万円の補正でございます。

20ページから21ページの5款農林水産業費のうち、1項農業費は、フードプランの浄化槽処理能力向上のための担体ろ過槽設置に係る農業確立総合支援事業費補助金420万円、人件費調整分152万円の補正でございます。

2項林業費は、人件費調整分510万円の減額補正でございます。

22ページの6款商工費は、中津溪谷ゆの森自動扉修繕料90万円、池川ふれあい公園用地取得に係る不動産鑑定業務委託料35万円、同公園キャンプ場歩道・のり面復旧工事費200万円の補正でございます。

23ページの7款土木費、1項土木管理費は、人件費調整分590万円の減額補正でございます。

2項道路橋梁費は、人件費調整分111万円の補正でございます。

24ページから25ページの9款教育費のうち、1項教育総務費は、高校生海外留学支援補助金50万円、人件費調整分126万円の補正でございます。

2項小学校費は、旧長者小学校の水道修繕料11万円、別府小学校屋内運動場空調設備整備工事監理委託料40万円、別府小学校動力変圧器取替修繕工事費120万円の補正でございます。

3項中学校費は、仁淀中学校校長室エアコン新設取替工事費59万円、人件費調整分301万7,000円の補正でございます。

25ページの4項社会教育費は、ガラス彫刻展運営支援業務委託料39万9,000円の補正、一方で、減額補正として人件費調整分60万円でございます。

5項保健体育費は、小中学校給食費負担軽減補助金543万9,000円の補正でございます。

26ページの10款災害復旧費は、町道安居溪谷線地滑り災害に伴う国との協議に係る普通旅費34万円の補正、一方で、減額補正として人件費調整分135万円でございます。

27ページの12款諸費は、地方財政法第7条の規定による決算剰余金処分として、財政調

整基金積立金 2 億円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は、2 億 2,563 万円の補正で、補正後の合計は 77 億 3,073 万円となっております。

それでは、議案書に戻っていただいて、15 ページをご覧ください。

議案第 48 号、令和 7 年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

別添の令和 7 年度介護保険特別会計の補正予算書（第 1 号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6 ページから 11 ページをご参照ください。

まず、歳入ですが、6 ページの 5 款財産収入は国債利子 3 万 1,000 円、7 ページの 6 款繰越金は財源調整のための財源調整基金繰入金 2,028 万円、8 ページの 7 款繰越金は令和 6 年度からの繰越金 3,945 万 7,000 円の補正でございます。

次に、歳出ですが、9 ページの 1 款総務費は、標準化による様式変更に伴う介護保険被保険者証等の印刷製本費 9 万 9,000 円、10 ページの 4 款諸支出金は、令和 6 年度介護給付費等返還金 3,990 万 8,000 円、11 ページの 5 款基金積立金は、地方財政法第 7 条の規定による決算剰余金処分として財政調整基金積立金 1,976 万 1,000 円を補正しております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は、5,976 万 8,000 円の補正で、補正後の合計は 12 億 6,874 万 9,000 円となります。

それでは、再度議案書に戻っていただいて、16 ページをお開きください。

議案第 49 号、令和 6 年度（繰越）中津溪谷ゆの森客室改修工事請負契約の締結について説明いたします。

本工事の一般競争入札を行った結果、栄宝生建設株式会社が落札し、9 月 5 日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、契約金額 5,276 万 7,000 円で、2 階多目的ホールを 3 つの客室に改修するものでございます。

次に、議案書 17 ページをお開きください。

議案第 50 号、令和 6 年度（繰越）防災・安全交付金事業 町道家古屋岩丸線道路改良工事請負契約の締結について説明いたします。

この工事は、令和 7 年 4 月 1 日に、4,460 万 9,400 円で株式会社上岡工務店と請負契約を締結し、施工中ですが、設計変更により契約金額が 5,000 万円以上になることから、議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、現場吹きつけのり杵工、構造物取壊し工、交通誘導警備員等の増加により、契約金額が647万4,600円の増額となり、変更後契約額が5,108万4,000円となるものでございます。

続いて、議案書18ページをお願いします。

議案第51号、令和6年度道路メンテナンス事業 町道北川線（昇雲橋）橋梁修繕工事請負契約の一部変更について説明いたします。

この工事は、令和6年12月の議会定例会で議決され、施工中ですが、設計変更により500万円以上の契約金額の変更となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

事業の概要は、塗り替え塗装工、当て板補修工、橋面舗装工等の増加により、契約金額が1,993万9,700円の増額となり、変更後契約額が1億168万4,000円となるものであります。

次に、議案書19ページをお開きください。

議案第52号、仁淀川町過疎地域持続的発展計画の変更について説明いたします。

この議案は、議案書20ページから22ページの新旧対照表のとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による仁淀川町過疎地域持続的発展計画を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、道路等の基盤整備事業の追加や事業量の変更、記載内容の更新等となっております。

以上で私からの提出議案等についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 続いて、同意第1号、同意第2号を片岡町長。

○町長 議案書の23ページをお開けください。

同意第1号、監査委員の選任についてでございます。

吉岡國弘氏を仁淀川町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

提案理由につきましては、任期満了になる監査委員について、吉岡國弘氏に引き続き再任をお願いしたいがために、議会の同意を求めるものであります。

続いて、次のページをお開けください。

同意第2号、副町長の選任について。

下久保幹夫氏を仁淀川町副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

提案理由。副町長を新たに選任するため、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願いします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。片岡町長。

○町長 先ほど私が行政報告について報告をさせていただきましたが、一部修正がありますので、お願いします。14ページでございます。14ページの財政状況の上に、決算審査の期間について、7月29日から8月9日までの記載がありますが、そちらのほうを7月24日から8月6日までに訂正をお願いします。

○議長 そしたら、本日はこれで本会議を散会といたします。

午後 0時01分 散会